電気料金要綱

（低圧電力プラン）

―九州電力管内―

2026 年 11 月 1 日実施

出 光 興 産 株 式 会 社

電気料金要綱

（低圧電力プラン）

目次

1. 実施時期 3

2. 定義 3

3. 季節区分 3

4. 適用条件 3

5. 契約電力の変更 7

6. 日割計算 7

7. 低圧電力要綱の変更および終了 8

別　　表 10

この電気料金要綱（低圧電力プラン）（以下「低圧電力要綱」といいます。）は当社の「電気需給約款（低圧）―九州電力管内―」（以下「需給約款」といいます。）にもとづき，低圧電力プランとして，動力をご使用のお客様へ電気を小売りするときの料金その他の条件を定めたものです。なお，低圧電力要綱に定める料金および燃料調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施時期

低圧電力要綱は，2026 年 11 月 1 日より実施します。

2. 定義

低圧電力要綱において定義される言葉は，需給約款によるものとします。

3. 季節区分

季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

4. 適用条件

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するお客様が低圧電力プランの申込みを行い，当社との協議が整い，低圧電力プランとして電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において電灯または小型機器（以下「電灯等」といいます。）もあわせてご使用する場合は，契約電力と電灯等の契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または電灯等の契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）との合計が 50 キロワット未満であること。ただし，1 需要場所において電灯等もあわせて使用する場合で，お客様が希望され，かつ，お客様の電気の使用状態，一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上，低圧での電気の供給が適当と認めたときには，契約電力と電灯等の契約電流または電灯等の契約容量との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，一般送配電事業者の

変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，一般送配電事業者の託送供給等約款により，交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

(ｲ) 契約電力は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，(5)により算定された値といたします。この場合，一般送配電事業者または当社は契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認します。ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(ﾛ) (ｲ)により契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客様と当社との協議によって定めることができるものとします。この場合，料金およびその他必要な条件について，低圧電力要綱および需給約款によらず，お客様と当社との間で協議により個別に定めることがあります。

(ﾊ) 電気の使用実態に応じ，(ｲ)または(ﾛ)で定めた契約電力が不適当と当社が認める場合においては，当社はその理由を通知の上，お客様と協議を実施し，契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金および需給約款の別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から省エネ割引を差し引いた金額といたします。ただし，電力量料金は，需給約款の別表２（燃料費調整） (1)(ｲ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)(ﾆ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)(ｲ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)(ﾆ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし，需給約款の別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ｲ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ﾆ)によって

算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，当該契約電力に応じて算定した基本料金の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,164 円 92 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，需給約款 17（料金の算定期間）に定める料金の算定期間の末日が夏季に属する場合には夏季料金，それ以外はその他季料金を用い，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		夏季料金	その他季料金
第 1 段階料金	最初の[契約電力×125]キロワット時（※）までの 1 キロワット時につき	17 円 38 銭	15 円 69 銭
第 2 段階料金	[契約電力×125]キロワット時（※）を超過した 1 キロワット時につき	18 円 75 銭	18 円 54 銭

※ ただし，電力量の単位は 1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ハ) 省エネ割引

省エネ割引は，1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 125 キロワット時（※1）以下である場合に，契約電力 1 キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。

1 月の使用電力量	省エネ割引単価 （契約電力 1 キロワットにつき）
[契約電力×125]キロワット時（※1）以下のとき	112 円 04 銭(※2)
[契約電力×125]キロワット時（※1）	適用対象外

を超過するとき	

※1 ただし，電力量の単位は１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

※2 契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引単価は 56 円 02 銭となります。

(5) 契約容量の算定方法

(3)(ｲ)における契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(ｲ) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732× $\frac{1}{1,000}$

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$

なお，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(6) その他

契約主開閉器等を無断で取り外す，交換する等の行為および変圧器，発電設備等を介して，電灯等を使用することは不正利用となり，契約の終了もしくは別に定める違約金を申し受けます。

5. 契約電力の変更

(1) お客様が契約電力の変更を希望される場合，および需要場所における契約電力の変更を伴う契約主開閉器，負荷設備，受電設備等の設備を変更される場合には，あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) 契約電力の変更に伴い，当社がお客様に対し行う，電気事業法にもとづく供給条件の説明については，説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし，同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については，原則として，当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。

6. 日割計算

(1) 当社は，需給約款の 19（料金の算定）(1)(ｲ)の場合により，料金の日割計算をする場合には，以下に従い，日割計算をいたします。なお，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を以下「検針期間」といいます。

(ｲ) 基本料金の日割計算

$$1\text{月の該当基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，19（料金の算定）(1)(ﾊ)に該当する場合は，

$$\frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

(ﾛ) 電力量区分の日割計算

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 125]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

※電力量の単位は 1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，使用電力量のうち，第 1 段階料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ) 省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量}=[\text{契約電力}\times 125]\text{キロワット時}\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

※電力量の単位は１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

なお，省エネ割引適用電力量とは，省エネ割引が適用される基準となる電力量をいいます。

(ﾆ) 省エネ割引の日割計算

$$\text{１月の該当省エネ割引料金}\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ﾎ) (ﾛ)および(ﾊ)によって算定された第 1 段階料金適用電力量および省エネ割引適用電力量の単位は 1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾍ) 19（料金の算定）(1)(ﾊ)に該当する場合は，(ﾛ)(ﾊ)および(ﾆ)の

$$\frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

(2) 需給約款の 19（料金の算定）(1)(ｲ)の場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。

(3) 需給約款の 19（料金の算定）(1)(ﾛ)の場合により日割計算をするときは，お客様と協議の上，日割計算対象日数を定め，(1)の方法に準じて日割計算を実施します。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じて使用電力量を，当社が適当と認める方法により，お客様に通知するものとします。

7. 低圧電力要綱の変更および終了

(1) 低圧電力要綱を変更する場合には，需給約款の 2（需給約款の変更）に準じます。

(2) 当社は低圧電力プランおよび低圧電力要綱を終了することがあります。この場合，当社はあらかじめ一定期間をおいて終了のお知らせおよび終了日を当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法によ

り通知します。

(3) 低圧電力要綱の終了に伴い，お客様の需給契約の契約条件が変更となる場合，電気事業法にもとづくお客様への供給条件の説明，説明書面および変更後の書面の交付については，需給約款の 2（需給約款の変更）に定める方法によるものとします。

別　　表

1. 燃料費調整

(1) 需給約款の別表 2（燃料費調整）(1)(ｲ)に定める α，β および γ の値は，次のとおりといたします。

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

(2) 需給約款の別表 2（燃料費調整）(1)(ﾛ)に定める基準燃料価格は，27,400 円といたします。

(3) 需給約款の別表 2（燃料費調整）(2)に定める基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13 銭 6 厘

2. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 需給約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ｲ)に定める α，β および γ の値は，次のとおりといたします。

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

(2) 需給約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ﾛ)に定める離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

(3) 需給約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)に定める離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘